

れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ こうり てきはいりよ ていきよう
令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が

ぎむか
義務化されます！

かいせい ご
改正後

行政機関等	事業者
禁止	禁止
義務	努力義務 ⇒ 義務

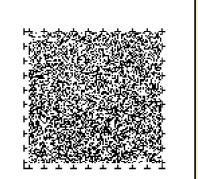
たと しょう
例えれば障がいのある人が
らいでん ひと
来店したときに…



合理的配慮の提供

れいわ ねん がつ にち じぎょうしゃ ぎむ
令和6年4月1日から事業者も義務

- 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を求められたとき、負担が重過ぎない範囲で対応します。(その他の例：段差に携帯スロープを渡す/筆談、読み上げ等)
- 「合理的配慮」の要件は、「本来の業務に付随するものに限られる」、「業務の内容の本質的な変更には及ばない」ものであることに留意する必要があります。



「合理的配慮」の留意事項

・「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。

- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障がい者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

☆例えれば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。
 ・飲食店において食事介助を求められた場合に、その飲食店は食事介助を事業の一環として行っていないことから、介助を断ること。
 (必要とされる範囲で本来の業務に付隨するものに限られることの観点)



過重な負担の判断

・「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

☆例えれば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。
 ・小売店において、混雑時に視覚障がいのある人から店員に対し、店内を付き添つて買い物を補助するよう求められた場合に、混雑時のため付き添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することを提案すること。
 (過重な負担（人的・体制上の制約）の観点)



合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

「前例がありません」	・前例がないことは断る理由にならないため、状況に応じて柔軟に検討する必要があります。
「特別扱いできません」	・「特別扱い」ではなく、障がいの有無にかかわらず同じようにできる状況を整える必要があります。
「もし何かあったら…」	・漠然としたリスクだけでは断る理由にならないため、リスク低減のための対応等を検討する必要があります。
「○○の障がいのある人は…」	・同じ障がいでも程度によって配慮が異なるため、個別に検討する必要があります。

文章及びイラスト出典：「障害者差別解消法が変わります！」のリーフレット / 内閣府

「障害者差別解消法」や「合理的配慮」に関する
詳細は、内閣府の次のサイトを検索してください。
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



千歳市における対応等はこちら

障害者差別解消法について

<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-92405-166-879.html>



お問い合わせ及び障がい者差別に関する千歳市の相談窓口
千歳市保健福祉部障がい者支援課

住所：千歳市東雲町2丁目34番地

TEL：(0123) 24-3131(内線868)

FAX：(0123) 23-6700

メールアドレス：shogaishien@city.chitose.lg.jp

